用語の解説

● 年 齢

平成17年9月30日現在による満年齢です。

● 常住掛

常住地とは、各人が常住する場所をいいます。ここで「常住する」とは、同一の場所に3か月以上にわたって住んでいるか、又は3か月以上にわたって住むことになっている場所をいいます。

従業地

従業地とは、就業者が従業している場所をいい、次のとおり区分しています。

自市で従業 ― 従業先が常住している川崎市にある場合

自区で従業 一 従業先が常住している川崎市内の区と同一の区にある場合

自市内地区で従業 ― 常住地が川崎市内にある者で、市内の他区に従業地がある場合

自 宅 _ 従業している場所が、自分の居住する家又は家に付属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの従業員などの従業先がここに含まれます。 また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事 をしている場合もここに含まれます。

自宅外 _ 自市区に従業がある者で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で就業 ― 従業先が常住している市区町村以外にある場合。これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものです。

県 内 _ 従業先が川崎市以外の神奈川県内である場合

他 県 一 従業先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業するということは、その従業地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が 当該市区町村に従業しに来るということで、これは、いわゆる従業地への流入人口を示すものとなっています。ここで いう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕 事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な 根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としました。また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村 としました。

● 就業者

15歳以上の者について、平成17年9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人。

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としま した。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合 また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めました。

● 職 業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類)によって分類しています。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によります。

平成 17 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類(平成 9年 12 月改訂)を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので、10 項目の大分類、61 項目の中分類、274 項目の小分類から成っています。

なお、職業大分類は、次のとおりです。

A 専門的・技術的職業従事者

E サービス職業従事者

I 生産工程・労務作業者

J 分類不能の職業

B 管理的職業従事者

F 保安職業従事者

C 事務従事者

G 農林漁業作業者

D 販売従事者

H 運輸・通信従事者

● 従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分しています。

雇用者 会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・ 団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常 雇 期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇 日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

役 員 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族と だけで事業を営んでいる人 家族従業者農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家族内職者 家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

● 産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類)によって分類しています。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によります。 産業大分類は、次のとおりです。

【 A 農業 B 林業 C 漁業 第1次産業 【 D 鉱業 E 建設業 F 製造業 第2次産業 √ G 電気・ガス・熱供給・水道業 H 情報通信業 I 運輸業 J 卸売・小売業 K 金融・保険業 √ L 不動産業 第3次産業 M 飲食店、宿泊業 N 医療、福祉 O 教育、学習支援業 P 複合サービス事業 Q サービス業(他に分類されないもの) √ R 公務(他に分類されないもの)

S 分類不能の産業